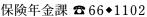
後期高齢者医療制度の お知らせ

平成20年4月からスタートした後期高齢者医療制度。 今号では、後期高齢者医療制度の保険料とその各種軽減・ 減免制度についてお知らせします。



後期高齢者医療制度の保険料

保険料

率7.85%、被保険者均等割 されます。 険料の計算方法は、県により決定 る広域連合で運営されており、保 今年度は昨年度と同様、 後期高齢者医療制度は、県によ 所得割 額

減・減免されます。 4万千器円(年額)となります。 一保険料の軽減・減免 次に該当する方は、 保険料が軽

後期高齢者医療制度

れました。 療制度で、平成20年4月に施行さ 上のすべての方が加入する保険医 (一定の障がいがある方は65歳)以 後期高齢者医療制度は、 75 歳

齢者の保険料で賄います。 い世代の保険料、残りの1割を高 用の5割を公費 (税金)、4割を若 この制度では、医療にかかる費

各種負担額の減額申請を忘れずに

|窓口での医療費負担割合

費の1割もしくは3割 (現役なみ 所得のある方) を窓口で負担しま 後期高齢者医療制度では、医療

担となる場合があります。対象者 によっては、申請の手続きをして すので、手続きをお願いします。 には、申請のお知らせを送付しま いただくことで3割から1割負 しかし、所得・収入の状況など

①所得の低い世帯の方

軽減されます。 一定の要件に基づき、 保険料が

②会社の健康保険などの被扶養者 被保険者均等割額が9割軽減さ

③災害、失業などにより収入の著 ※被扶養者が、国民健康保険およ れ、4千10円(年額)となります。 び国民健康保険組合加入者の 場合はこれに該当しません。

しい減少があった方

失業などにより収入が著しく減 少した方は、申請により保険料の 減免が認められることがありま い損害を受けた方、事業の廃止、 災害により、住宅や家財に著し

認定証の交付を受けていない方 は、至急手続きを行ってくださ い合わせください。 い。詳しくは、保険年金課へお問 特に、現在入院している方で、

①市民税非課税世帯の方 1食につき10円 1食につき210円 [入院日数が90日まで] 「入院日数が90日を超えた場合」

②所得が一定基準に満たない世 帯の方

1食につき100 円

口座振替選択制度

きます。詳しくは、保険年金課 り納付方法を変更することがで 納付を希望される方は、申請によ ている方のうち、口座振替による お問い合わせください。 保険料が年金から差し引か n

|入院中の食事療養に係る負担 額の減額

額として、1食につき20円が自己 減額されます。 額認定証」の申請により負担額が 負担となりますが、次に該当する 方は「限度額適用・標準負担額減 入院中の食事療養に係る負 担